

⑧【平成30年6月21日配信情報】

～航空局からのお知らせ～

[2018年6月21日]

★手荷物等に危険物はないか運航前に必ず確認しましょう

危険物輸送に関するルールは旅客や貨物を輸送する航空会社のみの問題ではなく、自家用小型機であっても適用されるものであり、無申告危険物輸送をしないために危険物のルールを正しく理解しておく必要があります。

航空法第86条において「爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのある物件で国土交通省令で定めるものは、航空機で輸送してはならない。」と定められており、爆発や発火の恐れがあるもの、腐食性があるもの、毒性があるものなどは「危険物」として航空輸送が原則禁止されています。

実は、航空機による危険物輸送については、主に以下の理由から陸上・海上輸送に比べて厳しい基準となっています。

理由①：火災等の緊急事態が発生した場合、空を飛んでいる航空機の乗員・旅客はすぐに避難ができない。

理由②：航空輸送中は温度・振動・気圧の変化等、厳しい輸送環境に耐えられる状況で輸送する必要がある。

危険物の輸送基準については「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」に記載されているところですが、身近な例として、最近よく目にするモバイルバッテリー等に使用されているリチウム電池の危険性に対する意識は必ずしも浸透しているとは言えない状況です。平成30年1月にも、空港上屋に取りおろした貨物から煙りが発生する事案があり、貨物の中には基準に従わずに輸送されたリチウム電池が入っていました。万が一、飛行中に発火していたら、大事故にもつながりかねません。

「危険物」ではあっても、基準に従うことにより航空輸送が可能なもの、搭乗者の手荷物として一部輸送が許容されているものもありますので、危険物に関する正しい知識をもって、手荷物や荷物に危険物はないか、運航する前に必ず確認しましょう。

○国土交通省のホームページ

「航空機への危険物の持ち込みについて」

[http://www.mlit.go.jp/koku/15\\_bf\\_000004.html](http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000004.html)

「その手荷物、危険物です！」（旅客周知用ポスター）

<http://www.mlit.go.jp/common/001109336.pdf>

「危険物を航空輸送するために」（荷主周知用リーフレット）

<http://www.mlit.go.jp/common/001009916.pdf>

○政府広報オンライン

「安全な空の旅のためにお出かけ前にご確認を。飛行機に持ち込めないもの。」

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201412/4.html>

○航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示

<http://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/pdf/201707/00006728.pdf>

国土交通省 航空局 安全部運航安全課

MAIL : [hqt-kogataki@ml.mlit.go.jp](mailto:hqt-kogataki@ml.mlit.go.jp)

TEL : 03-5253-8111 (内線 50135、50136)

小型機安全担当